

(参考書式)

審査項目	審査基準	確認書類	
①講義内容	以下の全てが含まれるものであること。 なお、以下を実施する前提の下、付加的な講義等を行うことを妨げないが、当該講義等の時間は下記(2)の講義時間には含まない。	/	
	(1) 出入国在留管理制度概要（在留資格制度並びに在留資格認定証明書交付申請及び在留資格変更許可申請等の在留諸申請の趣旨及び各手続に関する実務を含む。）		研修会において配布予定のテキスト及び資料
	(2) 申請等取次制度概要（取次ぎを行うに当たっての具体的な留意点を含む。）		研修会において配布予定のテキスト及び資料
②講義時間	上記①に掲げる事項について、2時間以上の講義が行われるものであること。	ホームページの写し、日程表等	
③講師	出入国在留管理行政に精通している者又は現に申請等取次を適正に行っている者等入国・在留手続に精通している者による講義が行われるものであること。 ※「現に申請等取次を適正に行っている者」とは、有効な申請等取次者証明書又は届出済証明書を有する者であって、3年以上申請等の取次ぎを適正に行っている者をいう。	経歴書 ※「現に申請等取次ぎを行っている者」については、申請等取次者証明書の写し	
④受講者	一部企業等に限定せずに、原則として研修会等の実施主体のホームページ等において募集するなど、広く開かれたものであること。ただし、研修会等の実施主体に応じ、受講者の所属する業界等について一定の指定を設けることを妨げない。	ホームページの写し等	
⑤参加費用	社会通念上、不当に高額でないこと。	ホームページの写し等	

(参考書式)

⑥実施主体	以下のいずれにも該当するものであること。	
	(1) 受入れ機関や外国人に対する支援業務を行うなど、出入国在留管理に関わる業務を行っているものであること。	定款又は寄附行為の写し及び法人登記事項証明書等
	(2) これまでに入管法に違反する行為その他外国人の入国・在留管理上問題のある行為を行ったことがないなど信用に足りるものであること。	
	(3) 健全な財務状況にあること。	内容を証する下記(ア)及び(イ)の書類 (ア) 直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書(持分会社にあっては、社員資本等変動計算書。以下「株主資本等変動計算書等」という。)の写し(税務署に提出したもの。) (イ) 資産の内容及びその権利関係を証する以下の書類 a 直近の事業年度における法人税の納税申告書の写し(税務署の受付印のあるもの(電子申請の場合にあっては、税務署に受け付けられた旨が確認できるもの。以下同じ。)に限る。法人税法施行規則別表1及び4は、必ず提出すること。) なお、連結納税制度を採用している法人については以下に掲げる書類 (a) 直近の連結事業年度における連結法人税の納税申告書の写し(連結親法人の所轄税務署の受付印のあるものに限る。法人税法施行規則別表1の2「各連結事業年度分の連結所得に係る申告書」の写し及び同申告書添付書類「個別帰属額等の一覧表」の写しのみでよい。ただし、別表7の2付表2「連結欠損金個別帰属額に関する明細書」を提出する場合には、その写しを併せて提出すること。) (b) 直近の連結事業年度の連結法人税の個別帰属額の届出書(申出法人に係るものに限る。)の写し(税務署に提出したもの。ただし当該届出書の別表にあっては別表4の2付表「個別所得の金額の計算に関する明細書」の写しのみでよい。)) b 納税証明書(国税通則法施行令第41条第1項第3号口に係る同施行規則別紙第8号様式(その2)による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの) なお、連結納税制度を採用している法人については納税証明書(国税通則法施行令第41条第1項第3号口に係る同施行規則別紙第8号様式(その2)による最近の連結事業年度における連結所得金額に関するもの)
(4) 実施する研修会等を経て取次ぎを認められた者が適正に申請等取次を行っていること(新規実施の研修会等である場合を除く。)		

(参考書式)

⑦受講証明書の交付	研修会等を受講したことを証する文書等地方出入国在留管理局に提出し得る文書が発行されること。	受講（修了）証明書
⑧申請等取次研修会等における理解度テスト	上記①に定める内容について、当日の研修会等受講者が理解できているかをペーパーテスト等により確認が行われるものであること。	理解度テストの内容が分かる資料